

第1節 健康に暮らせる快適な生活環境のまち

基本目標	目標達成への取組み	具体的事業	進捗状況	担当課
1、清流を回復する	①河川等への不法投棄の防止	■市民による河川清掃の実施 ■広報等による啓発 ■学校・家庭での環境教育の実施	○各地区の自治会で実施している河川清掃は自主的に行っている事業であり、平成28年度についても、自治会が主体となって積極的に実施した。 ○不法投棄されやすい場所や、されてしまった場所に不法投棄禁止看板や、場合によってはダミーカメラの設置や、不法投棄監視員によるパトロールの強化も行った。また、不法投棄された物については、警察署において捜査していたが、不法投棄者を特定するまでには至っていない。今後も広報等で周知していくと共に、パトロールの強化を図っていく。	環境課 (ごみ減量推進)
	②生活排水対策の推進	■公共下水道事業の推進 ■農業集落排水処理 ■浄化槽の普及促進	○「釜無川流域関連南アルプス市公共下水道計画」に基づき、下水道の整備を順次進め、新規流入開始区域並びに既供用開始区域内における普及率の向上を図るため、街頭PR、個別訪問等による加入促進に努めている。また、浄化槽の普及促進についても担当課と連携していく。 生活排水クリーン処理率 平成27年度 68.1% 平成28年度 69.6% 対前年度比 1.5%増 ○農業集落排水処理については、施設の維持管理を適切に実施している。	下水道課
	③水質調査の実施	■公共用水域・地下水の水質測定 ■水生生物による水質調査の実施	○生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道計画区域外、農業集落排水処理区域外において専用個人住宅に浄化槽を設置する市民に対し、補助金 10,042千円、29基分を交付した。	環境課（環境保全・自然エネルギー）
	④森林の公益的機能の保全	■森林法等による規制 ■森林のレクレーション活用の推進 ■森林の公益的機能に関する普及啓発	○市内を流れる河川の主要ポイント25地点の水質調査を年2回（夏と冬）行なっている。また、地下水は市内を68区画に分割し、毎年12区画をローテーションにより調査を行なっている。河川の水質検査の結果はホームページに掲載し、健康項目については全て基準値内であった。引き続き状況把握と監視を継続していく。 ○巨摩高校のSSHの活動と合わせて、小笠原小と豊小の5・6年生が市之瀬川の水生昆虫の調査を行った。また国土交通省甲府河川事務所の協力を得ながら、若草南小5年生が理科の授業で、水生生物による水質調査を釜無川浅原橋付近で実施した。	環境課（環境保全・自然エネルギー） 教育推進課
2、公害を防止する	①環境の状況の把握	■工場、事業所等に対する監視 ■公共用水域、地下水の水質測定 ■公害の苦情への対応	○三井金属、トヨタ自動車、トヨタホーム、日立オートモティブシステムズの4事業所及び甲西工業団地内の排水の水質調査、また、日立オートモティブシステムズ地下水モニタリング調査を毎年実施している。結果は全て基準値内であったが、状況把握と監視を継続していく。 ○市内を流れる河川の主要ポイント25地点の水質調査を年2回（夏と冬）行なっている。また、地下水は市内を68区画に分割し、毎年12区画をローテーションにより調査を行なっている。結果はホームページに掲載し、健康項目については全て基準値内であった。引き続き状況把握と監視を継続していく。（再掲） ○平成28年度の公害苦情件数は、騒音・振動8件、悪臭15件、水質汚濁8件、合計31件であった。対応については原因究明を迅速に行ない、状況によっては県や関係機関の協力を仰ぎ、解決に努めた。	環境課 (環境保全・自然エネルギー)
	②公害の防止	■工場・事業所等に対する指導 ■公害防止協定の締結 ■公害苦情への対応（再掲） ■アスベスト飛散防止	○平成28年度中に騒音が7件、振動が2件の特定施設届出があった。また特定作業については14件の作業実施届けがあった。 ○公害防止協定については、合併前を含めて8企業（三井金属、トヨタ自動車、YKK、日立オートモティブシステムズ、テクノプラント、エルテック、エコ・フカサワ、岐南環境サービス）と締結済みで、平成28年度中の締結はなかった。 ○平成28年度の公害苦情件数は、騒音・振動8件、悪臭15件、水質汚濁15件、合計31件であった。対応については原因究明を迅速に行ない、状況によっては県や関係機関の協力を仰ぎ、解決に努めた。（再掲） ○市のHP等で周知し、アスベスト調査、除去費用の補助を行っている。平成28年度は調査補助として1件の申請があり、250千円を補助した。	環境課 (環境保全・自然エネルギー) 建築住宅課
3、環境美化活動を推進する	①不法投棄の防止	■不法投棄の監視員の設置 ■監視体制の強化 ■地区環境美化員の設置 ■不法投棄防止に関する普及・啓発	○平成28年度の不法投棄監視員については、市単独で監視員4名を設置した。監視体制は4名を2班に分け、交互に市内巡回パトロールを実施している。（月曜～金曜：午前9時～午後4時まで） ○環境美化員については、177人を委嘱し各地区の環境美化事業（ごみ減量・リサイクル推進）や地域清掃活動及び指導に協力していただいた。 ○不法投棄されやすい場所については、不法投棄看板の設置や不法投棄対策を行うよう地主に指導するなどの予防策を実施した。	環境課 (ごみ減量推進)
	②清掃、美化活動の推進	■市民活動センターの運営 ■地域清掃活動の実施 ■アダプトプログラムの推進 ■協働によるまちづくりの推進	○環境美化を行う市民活動団体などの活動支援を実施した。（支援内容：施設等の貸出、印刷サービス、団体間の連携、情報提供など。）	市民活動センター
			○地域清掃活動は「八田地区ごみゼロ」「櫛形地区クリーン作戦」をはじめ各自治会、ライオンズクラブ及びボランティア団体において活動を行っている。河川清掃や道路等のごみ拾いなど20,750人が清掃活動に参加した。 ○本市におけるアダプトプログラムに参加している団体は、20団体となっている。（参加企業11社・ボランティア9団体）	環境課 (ごみ減量推進)
			○市民と行政との協働のまちづくり施策の啓発を推進した。また、協働のまちづくり基本方針、行動計画の見直しを行った。	みんなでまちづくり推進課

第2節 生物多様性が確保され、人と自然が共生するまち

基本目標	目標達成への取組み	具体的事業	進捗状況	担当課
1、貴重な自然環境を守る	①貴重な動植物の保護	■櫛形山アヤメ群落の保護 ■登山者等への啓発活動の実施	○アヤメ群落地に野生動物の食害を防止するネットを設置してアヤメの成長を促進させるとともに、アヤメ保全対策検討会委員による開花状況の確認を継続して実施している。ネット内におけるアヤメの開花数は年々増加しており、復活傾向にある。 ○広河原周辺において、希少高山蝶の乱獲を防止するためパトロールを実施。また、希少高山蝶の保護について登山者へPRを行なっている。	みどり自然課
	②山岳環境保全のための規制、普及啓発	■マイカー規制の実施 ■山小屋を拠点とした自然保護活動の実施 ■南アルプス芦安山岳館の運営	○南アルプス山岳交通適正化協議会により、6月25日から11月9日までの138日間、県営林道南アルプス線（芦安芦倉夜叉神ゲートから広河原間）及び県道南アルプス公園線（早川町奈良田閑門ゲートから広河原間）のマイカー規制を実施した。バス、タクシー利用者には協力金として100円（小学生50円、未就学児無料）を支払ってもらっている。 H28利用者数=77,412人 協力金支払者数=77,409人 協力率=99.99% ※利用者数及び協力金支払者数は延べ人数 ○市内の各山小屋及び広河原インフォメーションセンターにおいて野生動物や高山植物の保護に関する独自の啓発活動を行うと共に、環境省の活動に協力するなかで、希少動植物（ライチョウやキタダケソウ等）の保護に向けた活動等に参加している。また、野生動物や高山植物の研究者の拠点としても利用されている。	観光商工課
		■登山者等への啓発活動の実施	○南アルプスユネスコエコパーク登録後、管理事務所として構成10市町村及び関係機関と連携を図りながら南アルプスの自然環境保全に努めている。	観光商工課
	③南アルプスのユネスコ世界自然遺産登録推進	■南アルプス自然環境保全活用連携協議会への参画	○南アルプスの世界自然遺産登録については、平成25、26年度環境省の世界自然遺産候補地詳細調査によって、南アルプスの世界自然遺産としての価値は認められないという結果を公表したことを受け、南アルプス国立公園を有する関係10市町村では、平成26年度に登録されたユネスコエコパーク（生物圏保存地域）の活動を推進する。なお、世界自然遺産の選定や申請は国（環境省）が行うものであり、地域が国に候補地として申請する文化遺産の取扱いと相違がある。	観光商工課
2、森林を守る	①森林の公益的機能の保全、普及啓発	■森林法等による規制 ■森林のレクレーション活用の推進 ■森林の公益的機能に関する普及啓発	○南アルプス市森林整備計画書により、平成24年から10年間の計画を策定しており、この計画により森林整備に関する基本的事項を定めている。 ○櫛形山県民の森周辺にある遊歩道の整備を行っている。	みどり自然課
	②林業の支援、森林資源の適正な管理	■林業の集約化 ■恩賜県有財産保護財産区管理会の運営 ■森林資源の適正な管理	○芦安小・中学校による学校林の下草刈り、櫛形西小学校（緑の少年隊）による伊奈ヶ湖の白鳥のえさ集め等の活動を行っている。	教育推進課
3、自然と共生するまちをつくる	①動植物の生息・生育環境の保全	■自然保護の推進 ■生態系に配慮した施設設備	○地域及び巨摩高校との協働により、ほたるみ橋周辺に生息するホタルの再生を目指し、ホタルの放流を行った。 ○ほたるみ橋公園の維持管理を通じ、ほたるの生息環境に配慮している。	みどり自然課 都市計画課
			○道路、河川、水路等の施設については、現場状況を勘案し、環境保全や生態系に配慮することを念頭に整備を推進している。	道路整備課
	②エコロジカルネットワークの形成	■道路・河川・公園等の緑化・ネットワークの形成 ■住宅・工場等の緑化の推進	○自然環境と景観に配慮した道路整備計画に努めています。 ○公園全般において、維持管理により緑化を推進している。	道路整備課 都市計画課
	③南アルプスの日本ジオパーク登録推進	■ジオパーク登録推進	○年間をとおし、個人住宅への花壇、生垣助成制度の普及と啓発を行なっている。また夏季においては「緑のカーテン」の普及を各世帯、学校、企業等に呼びかけ省電力の啓発と地球温暖化抑制を図る緑化推進活動を実施している。	みどり自然課
	④南アルプスのユネスコエコパーク登録推進	■ユネスコエコパーク登録推進	○ユネスコエコパークの登録によって地域の環境教育活動学校教育におけるユネスコエコパークの教育普及を充実し、また自然環境の保全にかかる地域関係団体の活動との協働を図り、併せて地域ガイド組織との調整を図り、訪問者に生態系サービスの充実を図っていく。	観光商工課

第3節 身近な緑や水辺に恵まれた自然と触れ合えるまち

基本目標	目標達成への取組み	具体的事業	進捗状況	担当課
1、身近な緑を守る、増やす	①街路や河川の緑化推進	■道路の緑化 ■河川の緑化	○道路、河川等への緑化の整備については、市景観条例を遵守し、環境に配慮して推進する。 ○都市計画道路、河川公園の整備事業については緑化に努めている。	道路整備課 都市計画課
		■主要な公共施設の緑化 ■学校の緑化	○市内小中学校、保育所をはじめ、窓口サービスセンター、生涯学習センター、図書館、自治会集会場、社会福祉施設等へ春と秋に花苗を配布している。 ○みどり自然課で行う緑化推進事業のなかで、市役所花壇への花植え、緑のカーテン等の設置を行っている。	みどり自然課 管財契約課
	②公共施設や学校の緑化推進	■学校の緑化	○花壇への花植え、甲西道路歩道のフラワーロードの整備、緑のカーテン、ビオトープによる緑化を行っている。校庭の芝生化は現状において行わない方針である。	教育推進課
		■住宅地の緑化 ■工場、事業所等の緑化 ■商店街の緑化	○個人住宅には花壇・生垣推進に関する補助制度を周知し、緑化の推進を図っている。 ○工場、事業所等には「緑のカーテン」を広く周知し、緑化の推進と併せて節電対策や温暖化防止対策への取り組みを呼びかけている。	みどり自然課
			○商工会では店舗前の道路沿いにフラワープランターを設置して時期毎の花を植栽し、商店街の緑化推進を図った。 (平成28年度 4地区【藤田、五明、小笠原中・南地区】)	商工会
	④雑木林等の保全、活用	■雑木林等の緑地利用の促進	○白根地区の清良平に関する保全対策検討会を設置し、自然環境の保全と併せて活用方法を検討している。	みどり自然課
			○御勅使川福祉公園の雑木林については、緑地保全を図っている。	都市計画課
	⑤公園の整備、維持管理	■公園の整備 ■ボケットパークの設置 ■公園の維持・管理 ■防災公園としての機能の充実	○都市公園については、長寿命化による改修（H28は白根中央公園、遊・湯ふれあい公園、甲西工業団地南公園）を実施、また、地元にある小規模公園については、地域自治会と協力し合いながら良好な環境を維持している。	都市計画課
2、親しめる水辺をつくる	①親水空間の整備、水とのふれあいの機会の創出	■公園の親水空間の整備、維持管理 ■県民の森の整備 ■水生生物による水質調査	○道路や河川沿いの親水空間等の公園整備を行なう場合は、関係課と協議し整備を進める。 ○親水公園については、植栽管理や清掃を行い維持管理に努めている。 ○県民の森周辺における遊歩道の整備を行っている。 ○巨摩高校のSSHの活動と合わせて、小笠原小と豊小の5・6年生が市之瀬川の水生昆虫の調査を行った。また国土交通省甲府河川事務所の協力を得ながら、若草南小5年生が理科の授業で、水生生物による水質調査を釜無川浅原橋付近で実施した。（再掲）	道路整備課 都市計画課 みどり自然課 教育推進課
3、農の緑を守る	①優良農地の保全	■農振農用地の保全	○農業振興地域の整備に関する法律に基に、農用地の整備及び適正な処理を行い農用地の保全に努めた。	農業振興課
	②遊休農地の活用	■遊休農地と担い手に係る情報収集・活用促進 ■農業機会の提供 ■中山間地域の農業への支援	○担い手への農地の集積及び遊休農地の活用を図るため、市単奨励補助事業の利用周知を行った。また、人・農地プランの作成、青年就農給付金制度の実施、認定農業者制度の推進、地域おこし協力隊の活動の推進を行った。 ○中間管理機構を利用することにより、遊休農地の貸借を進めるよう努めた。	農業振興課
	③農業の振興、担い手の育成	■グリーンツーリズムの推進 ■地元特産品の開発 ■認定農業者の育成、支援 ■各種団体等への支援	○グリーンツーリズムの推進については、興味のある市内農業団体の支援に努めた。 ○6次化特産加工品セミナーを開催し、地域農産物を活用した取組み活動を実施した。 ○県担い手育成総合支援協議会と連携し、認定農業者に県発行の農業普及センターだよりや農業に関するパンフレット等を配布し情報提供に努めた。 ○各種団体への支援について、市内農業団体等の取組み活動に対して支援を行っている。また、更なる農業の活性化を図るために「農業の6次産業化に取り組む農業グループ・団体等の取り組み活動」に対し、平成25年度から支援を行っている。 ○農協に対しては、地域農産物のブランド化への取り組みに対して支援を行った。	農業振興課

第4節 歴史的・文化資源を保全し、自然と調和した景観づくりに取り組むまち

基本目標	目標達成への取組み	具体的事業	進捗状況	担当課
1、優れた山岳・自然景観や眺望景観を守り、まちづくりに活用する	①南アルプスの風景遺産の厳正な保全、活用	<ul style="list-style-type: none"> ■自然や景観に配慮した施設整備 ■芦安地区の魅力づくり ■南アルプスの良好な眺望場所の整備 ■南アルプスに誘う玄関口や道路景観の魅力づくり 	○山小屋施設等の新築、改修については、南アルプス国立公園管理計画に定められた方針、基準等に基づき整備を行っている。また、エコパーク関係市町村において、統一的な道標の設置を行っている。（H27から継続） ○森林環境保全を目的とし、櫛形アヤメ平に踏み荒らし防止用の木道を整備。 H26=45m H27=148m H28=78m	観光商工課
			○道路整備を行なう際は、景観条例に基づき景観に配慮し、自然と調和した整備を推進していく。	道路整備課
			○南アルプス市景観まちづくり条例に基づき届出を義務付けている。その際には景観形成基準の遵守を指導している。ここ数年は太陽光発電施設の乱立による良好な景観阻害が顕著であるが、景観では立地規制はできないことも課題となる。自然資源の尊さを市民、事業者に理解してもらう取組みを平行して実施している。	都市計画課
			○各種法令に基づき、関係機関と協議を行い適切な助言を行っている。	みどり自然課
	②優れた眺望景観の保全、活用	<ul style="list-style-type: none"> ■優れた眺望場所の掘り起こし、整備 ■眺望景観を妨げる要因の改善 	○山梨県のおもてなし森林景観創出事業を活用し、櫛形山裸山において観光スポットとして活用していくための間伐を行った。これにより、北岳をはじめとする南アルプスの素晴らしい山々の眺望がクリアになり登山者に喜ばれている。 ○櫛形山見晴らし平にチェーンオブジェクトを設置し、恋人たちの聖地とする取り組みを開始した。	観光商工課
			○道路整備計画は、景観保全に配慮し自然と調和した整備計画を促進していくとともに、景観整備を見込む場合は検討していく。	道路整備課
			H28年度には「中野の棚田」の維持・保全活動から地域活性化を目指す地元団体を、市内第1号となる景観形成活動団体として認定。また、県で推進している公共眺望ポイントを4箇所指定し県HPでも掲載されている。 市HPでは景観形成活動団体の活動報告の紹介および景観百選の紹介と継続募集を実施中。	都市計画課
			○屋外広告物の設置、掲示等についてHP等で周知し、山梨県屋外広告物条例で規制を行っている。これによって、良好な景観形成、風致の維持に努めるとともに適正化の是正指導を実施し、146件是正された。	建築住宅課
2、里山・集落景観を守る、継承する	①里山景観の保全、活用	<ul style="list-style-type: none"> ■森林整備計画に基づく森林の保全・管理 ■市民参加による森の手入れなどの里山の景観維持 	景観形成活動団体の活動支援や活動紹介を通じて、市民参加の機運を高めている。また、本市の田園風景、里山風景などの素晴らしさを再認識してもらうために、景観まちあるき（フットバス）を開催している。	都市計画課
	②特徴的な集落景観の維持、継承	<ul style="list-style-type: none"> ■本市のイメージを牽引する郷土景観とした周辺の里山や農地と一体的な保全 ■古民家等歴史的な建造物の調査、適切な維持保全 	里山の景観は、貴重な文化的景観として「南アルプス市景観計画」に位置付け、景観の維持・継承を進めていくように啓蒙・啓発を促すとともに、保全の重要性を周知していく。 ○高尾地区などの古民家等歴史的構造物をより良い形で後世に継承するため、調査及び維持保全活動を継続的に行っている。その中で、本年度歴史的古民家3件が、新たに国の登録有形文化財となった。	都市計画課
				文化財課
3、歴史的・文化的景観を守る、継承する	①歴史的・文化的資源の保全、活用	<ul style="list-style-type: none"> ■全国に誇る御勅使川の歴史遺産の保全と活用 ■豊富な遺跡・史跡の保全と活用 ■歴史的建造物の保存 ■古木・大木の保全と活用 ■社寺の顕在化 	御勅使川周辺の歴史遺産については、文化財課との共催により、まち歩きイベントを実施している。また、信玄橋上流釜無川右岸の松並木は、市が景観重要樹木に指定し、地元と連携して保全を行う中で、そのとり組みを大勢の方に紹介することで、景観形成の啓蒙・啓発を促すとともに保全の重要性を周知していく。引き続き、景観とその歴史的背景について文化財課と連携していく。	都市計画課
			○史跡「御勅使川旧堤防」について、より良い形で保護・活用を行っていくため、昨年度から着手した「整備基本計画」については、本年度中に策定予定となっている。 ○地域の歴史的・文化的資源の活用を図るため、「ふるさと〇〇（まるまる）博物館（フィールドミュージアム）事業」を本年度から本格実施しているほか、学校での出前授業や地域における講座等も継続的に実施し、のべ実施回数は250回を数えた。	文化財課

第5節 循環型社会・低炭素社会づくりが進むまち

基本目標	目標達成への取組み	具体的事業	進捗状況	担当課
1、循環型社会づくりを進める	①廃棄物の発生抑制	■マイバッグ運動等の推進 ■生ごみの堆肥化の推進 ■グリーン購入の推進	○堆肥化推進事業の取組として8月（1,000袋）と2月（1,000袋）にばかりの無料配布を実施した。また家庭用電動生ごみ処理機と処理容器（コンポスト）の購入補助を行った。平成28年度の実績は処理機14人、処理容器14人で、297,100円となっている。 ○コピー用紙の購入にあたり、グリーン購入法適合評価値「80ポイント」以上としている。 ○車両の購入及びリースする際には、特殊車両を除きグリーン購入法適合車種を採用している。	環境課（ごみ減量推進） 管財契約課
	②リユースの推進	■リユースステーションの設置の可能性調査	○資源循環型の社会を形成するには、3R（リディース・リユース・リサイクル）の推進が不可欠となる。この中でリユースは、廃棄物を繰り返し使用することを目指すが、当面本市ではリサイクルを目指す。	環境課（ごみ減量推進）
	③リサイクルの推進	■リサイクルの推進 ■リサイクルステーションの設置	○リサイクルの意識向上を目指すために、ごみ分別マニュアル（平成26年度改訂版）を作成し、ごみ分別について掲載すると共に、ごみ収集カレンダーにも分別収集について説明を記載し周知を行った。また、リサイクルについて「地域出前講座」や子供向け「エコ教室」を実施した。 ○リサイクル推進のため、平成25年度に南部・北部資源回収センターを設置し、H29年8月には3ヵ所目となる中部資源回収センターをオープンした。粗大ごみや不燃ごみの搬入も出来ることから地域で大変喜ばれ、収集量も多い。	環境課（ごみ減量推進）
	④廃棄物の適正処理	■一般廃棄物の収集運搬 ■ごみ分別排出の徹底	○一般家庭ごみ（可燃・不燃）13,285t、粗大ごみ（可燃・不燃・有料）1,088t、資源ごみ（缶・瓶・古紙等）1,805tを収集した。またごみ収集委託料は、204,044千円となっている。 ○一般廃棄物収集総量は16,571t、資源収集量2,197t、リサイクル率13.3%となっている。	環境課（ごみ減量推進）
2、低炭素社会づくりを進める	①公共施設への新エネルギーの率先導入	■公共施設への新エネルギー導入 ■教育施設への新エネルギーの導入、環境教育への利用	○公共施設への新エネルギー導入は、新築や改修工事に合せ太陽光発電システムを導入してきた。また、平成22年度より、市役所庁舎、保育所、教育委員会などにペレットストーブの設置を行ない、平成28年度末には、合計33台の設置台数となっている。また、平成25年度事業で「やまなみの湯」、「樹園」、「金山沢温泉」にペレットボイラーを導入した。これにより、28年度は年間およそ631tのCO2の排出削減につながった。	環境課（環境保全・自然エネルギー）
			○庁舎整備事業に併せて、事務室等照明器具のLED化を進める。空調設備については、出来るかぎり個別化し高効率な機器へ更新する。	管財契約課
			○太陽光発電は小学校15校中7校、中学校7校中6校で行われており、平成28年度の合計発電量は454,245.93kwhであった。	教育推進課
	②水力、バイオマスエネルギーの利用	■小水力発電の導入 ■バイオマス利用に向けた調査	○平成22年2月、金山沢川水力発電所が竣工。芦安山岳館、温泉ロッジ、白鳳会館で自家消費し、余剰電力は売電している。平成28年度の発電量は、403,670kwhで前年比77%であった。 7月中旬に発電機の故障により90日間発電が停止したため、昨年より発電量が減少してしまった。 ○平成25年度に、市バイオマстаウン推進協議会が発足し、市内の民間事業者がペレット工場を建設した。 ○平成25年度に「木質バイオマス（木質ペレット）」を重油の代替燃料としたペレットボイラーを市内温泉施設3箇所に整備した。	環境課（環境保全・自然エネルギー） 観光商工課

			○平成28年度の公共施設からのCO2排出量は9, 160 t であり基準年度に対して89.1%となっている。（経済産業省・環境省の公表による排出係数より算出） ○広報やホームページに省エネルギーの具体的な取り組み事例を掲載し、周知を図った。	環境課（環境保全・自然エネルギー）
	③省エネルギーの推進	■地球温暖化対策実行計画の推進 ■家庭、事業所における省エネルギーの取り組み推進 ■緑のカーテン事業	○「職員のグリーンマニフェスト」に基づく職員への環境意識の徹底。 ○ 庁舎整備に併せ、空調設備を出来るかぎり個別化し高効率な機器へ更新する。	管財契約課
2、低炭素社会づくりを進める	④新エネルギー・省エネルギー等の普及拡大	■廃食油のリサイクル ■太陽エネルギー利用システム導入への支援 ■新エネルギー・省エネルギーに関する普及啓発 ■国内排出権取引の普及啓発	○一般家庭から出る、廃食油を各地区7箇所で収集日を決めた上で実施し、平成28年度は411.5ℓを収集し、昭和町内の会社に売却している。 ○太陽エネルギー利用システム導入への支援として、平成28年度は、太陽光発電が、30件（設備容量156kw、平均5.2kw）太陽熱利用は13件の補助金を交付し、システム設置による発電量は、約341,034 kWhで、CO2削減効果は、約170 t/年が見込まれる。 ○「わくわくエコチャレンジ」と題し、市民の参加申し込みによる電気使用量の削減に取り組む省エネ事業を実施。夏季76世帯、冬季63世帯が参加し、家庭での省エネ行動に取り組んでいただいだ。 ○平成26年度事業で、「道の駅しらね」に電気自動車急速充電スタンドを設置した。 ○金山沢川水力発電所で発生した電力の内、自家消費した電力の環境価値をクレジット化。（オフセット・クレジット：J-VER）H22年度90トン、H23年度56トン、H24年度55トン、H25年度71トン、H26年度83トンを創出し、企業等に販売している。平成28年度は23トン販売し、クレジット残は204トンである	環境課（環境保全・自然エネルギー）
	⑤交通のグリーン化	■コミュニティバスの運行 ■カーシェアリング導入調査 ■自転車利用の促進	○多くの学校で、緑のカーテンを実施している。また、無駄な電気を使わないよう係を決めるなどして、節電に取組んでいる。	教育推進課
			○平成27年10月から、市内を走る路線バスと接続するフィーダー系の新たなコミュニティバスの運行を始めた。 平成28年10月からは、バスを3台から5台に増やし運行するとともに、 バス拠点を設け乗り換えが容易に出来るように改善した	交通政策室
			○自主運営バス1路線、赤字バス8路線の運行補助を行い、バス路線維持をしている。	交通政策室
			○自転車利用の促進に向け、自転車通行も可能な幅員を確保した整備を実施しているが、現状では、自転車占用レーンを設けられる幅員を確保することが難しいこともあり未整備な状況である。	道路整備課
			○カーシェアリング導入については、電気自動車等の活用を想定しており、カーシェアリング導入に向けた可能性を調査していく。 ○自転車利用の促進については、「職員ノーマイカーデー」を実施している。すでに定着しており、職員は自主的に自転車を利用している。	環境課（環境保全・自然エネルギー）管財契約課

第6節 環境教育と協働のまちづくり

基本目標	目標達成への取り組み	具体的事業	進捗状況	担当課
1、協働の取り組みを推進する	①協働によるまちづくりの普及、推進	■協働事業公募・提案制度の実施 ■協働事業の推進	<p>○協働事業の公募及び提案事業については、市民力を生かした市民団体等に、より活発な協働を促すため公募及び提案事業からテーマ型事業に転換し、平成27年度から実施している。</p> <p>H28年度は、7件の申し込みがあり6件を採択した。</p>	みんなでまちづくり推進課
	②連携の輪づくり	■清掃、環境美化活動等の推進	<p>○「協働のまちづくり」の推進については、協働フォーラムを2月10日に、市民活動フェスタを3月12日に開催した。</p> <p>○市民と行政が協同で進めている以下の清掃、環境美化活動等を推進している。</p> <p>①地域清掃活動については「ハ田ごみゼロ」「櫛形地区クリーン作戦」をはじめ、各自治会やライオンズクラブなどのボランティア活動により、河川清掃や道路等のごみ拾いなど20,750人が清掃活動に協力していただいた。（再掲）</p> <p>②本市におけるアダプトプログラムに参加している団体は、20団体であり、参加企業11団体、ボランティア9団体である。（再掲）</p>	市民活動センター
2、環境教育・学習を進める	①学校における環境教育の推進	■各教科や総合的な学習の時間を利用した環境教育の実施 ■自然体験教育の充実 ■リサイクル活動の実施 ■ペットボトルキャップの回収 ■ユネスコ・スクールへの加盟と持続発展教育（ESD）の推進	<p>○各校の教育課程の中で、理科・社会科・家庭科等の教科や総合的な学習の時間に環境教育を位置づけ実施している。</p> <p>○米作り、麦作り、大豆作り、野菜作り等の農業体験、林間学校等での自然体験を通して、自然と人間とのかかわりを考えさせている。</p> <p>○児童会・生徒会活動等の一環で、アルミ缶回収、ペットボトルキャップ回収、古紙回収等のリサイクル活動を推進している。</p> <p>○平成23年度に、芦安小・中学校がユネスコ・スクールの認可を得た。平成26年度には、伊奈ヶ湖周辺を学習の場にし白鳥のえさ集めや学校林の管理を行ってきた櫛形西小学校が新たにユネスコ・スクールとして認可を受けた。</p>	教育推進課
	②環境情報、環境学習機会の提供	■環境問題の理解、自主的な取組推進のため広報紙等の情報提供と市民や事業者のための学習機会を設ける	○平成28年度に関しては、出張「出前講座」を、「櫛形環境とリサイクルの会」、「中野地区」を対象に実施し、ごみ等に関する解説や本市のごみ状況及び不法投棄、リサイクル意識の向上などの説明をした。また、子供向け「エコ教室」については、図書館と共に親子を対象とした「夏休みエコ教室」を開催し、ごみを分別し資源にすることがエコに繋がることを学習していただいた。	環境課（ごみ減量推進）